

保生保第277号

令和4年2月8日

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 瀧本章様

京都市長 門川大



令和4年度京都市国民健康保険事業について（諮問）

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を63万円から65万円に、

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を19万円から20万円に、

それぞれ改定すること

（諮問理由）

国民健康保険料については負担の上限額が定められているため、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯においては、医療費等の増加などにより保険料負担が増加する傾向にあります。

このような状況のもと、国においては令和4年度から保険料賦課額の賦課限度額を引き上げる政令改正が予定されております。本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令にあわせて基礎賦課額の賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を19万円から20万円に、それぞれ改定することとしたいと考えております。

以上の理由により、諮問いたします。